

件名：障害者虐待防止センター設置（障害者虐待防止対策事業）について

1 設置の目的について

障害者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制を整備し、障害者が住み慣れた地域で尊厳をもって自立した生活が送れるよう障害者虐待防止センターを設置する。

2 設置の根拠

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日法律成立、平成24年10月1日施行）の施行による。

3 設置の概要について

(1) 開設日 平成24年10月1日（月）

(2) 開設場所 渋川市福祉庁舎（通称：ほっとプラザ）1階
「障害福祉なんでも相談室」内
渋川市渋川1760-1

(3) 名称 渋川市障害者虐待防止センター

(4) 実施方法 特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会へ委託する。

4 センターの業務について

(1) 養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者からの障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日の通報受付）

(2) 障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言（家庭訪問・カウンセリング等）

(3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動

5 その他

(1) 一時保護のための居室の確保

緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に、虐待を受けた障害者を受け入れるための居室の確保についても、併せて、上記協議会へ委託する。

<参考>

特定非営利活動法人 渋川広域障害保健福祉事業者協議会

NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会（以下、「協議会」という。）は、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、その対応と地域福祉の向上のため福祉施設22事業所が渋川市障害保健福祉事業者協議会を設立し、その後、吉岡町、榛東村にある福祉事業者によびかけて、現在は40事業所で構成されている。

平成18年にNPO法人格を取得し、平成18年10月から渋川広域障害福祉なんでも相談室を開設した。また、協議会の目的である、福祉事業所の地域貢献について、相談事業の他に、市町村の障害福祉計画への参画、地域自立支援協議会への参加、地域自立支援審査会への協力などを実施してきた。

さらに、障害者自立支援法の情報を施設事業所間で共有化し、ネットワークを構築するとともに、施設・事業者が今まで蓄積してきた知識・技術を地域福祉に生かし、地域で生活する障害者が安心して暮らせる仕組みをつくり上げている。